

薬局に係る手続きをされる方へ

麻薬小売業に係る申請・届出等の窓口は、大阪府です。

① 薬局開設許可申請をされる方へ(薬局の移転又は開設者の変更を含む)

- ・麻薬を取り扱うためには保管庫(施錠設備があり、麻薬専用で堅固なもの)を設置した上、麻薬小売業者免許を取得していただく必要があります。
 - ・麻薬を取り扱うためには、薬局の開設許可を取得してから、薬局開設許可証(原本)を持参のうえ、大阪府へ麻薬小売業の免許を申請してください。
 - ・薬局の移転又は開設者の変更(個人→法人など)などでは、新たに麻薬小売業者免許を取得していただく必要があります。この場合、各市の收受印が押された薬局開設許可申請書(写し)等で薬局開設許可申請中であることを確認した上で、受け付けますので、必ず大阪府に事前にご相談ください。
- ★新店舗で麻薬小売業の免許を取得せずに麻薬を取り扱うと麻薬及び向精神薬取締法に違反することになりますので、必ず事前に相談してください。

② 薬局を廃止される方へ

- ・薬局(麻薬小売業者免許の有無にかかわらず)の廃止時、覚醒剤原料(エフピーOD錠等)廃棄等の手続きを行う必要がありますので、必ず大阪府へ相談してください。
 - ・麻薬小売業者免許を取得している場合は、同時に麻薬小売業も廃止する必要がありますので、大阪府に廃止届に麻薬小売業者免許証を添えて提出してください。(廃止後15日以内)あわせて、麻薬現有量届等が必要です。
- ★薬局(麻薬小売業)の廃止後、50日をすぎると麻薬を所持することは出来ませんので、できるだけ早く大阪府にご相談ください。

③ 薬局名称等を変更される方へ

- ・麻薬小売業を取得されている場合は、薬局名称等の変更(*1)に伴い、麻薬小売業者免許証も書き換える必要がありますので、大阪府に記載事項変更届に麻薬小売業者免許証を添えて提出してください。(変更後15日以内)
- *1 記載事項変更事項:業務所(薬局)の名称、麻薬小売業者の住所・氏名の変更

④ 業務を行う役員を変更される方へ

- ・麻薬小売業を法人で取得されている場合は、業務を行う役員の変更に伴い、大阪府に麻薬小売業者役員変更届に新たに業務を行う役員となった者の診断書(発行日より1か月以内)を添えて提出してください。

麻薬小売業に係る申請、届出時に必要な書類、手続きについて (覚醒剤原料の処分等も含む)

①麻薬小売業を申請する場合

- ・あらかじめ、調剤室内に保管庫(施錠設備があり、麻薬専用で堅固なもの)を設置すること
- ・麻薬小売業者免許申請書
- ・手数料(3,900円(現金))
- ・履歴事項全部証明書(法人の場合、発行後6か月以内)
- ・診断書(診断日より1か月以内、法人の場合は業務を行う役員全員(業務分掌表添付))
- ・業務を行う役員の画定図(法人の場合で、業務を画定している場合)
- ・薬局開設許可証の原本

②麻薬小売業を廃止する場合

- ・麻薬小売業者業務廃止届
- ・麻薬小売業者免許証
- ・麻薬帳簿
- ・麻薬現有量届

※廃止日に麻薬を所有している場合

- 1) 他の麻薬小売業者等(大阪府内)へ譲渡→【免許の失効による麻薬譲渡届】
- 2) 廃棄する→【麻薬廃棄届】+【廃棄しようとする麻薬】
廃止後、50日を過ぎると所持することができませんので、注意してください。

③薬局の名称変更等に伴い、麻薬小売業者免許証を書き換える場合

- ・麻薬小売業者免許証記載事項変更届
- ・麻薬小売業者免許証

④業務を行う役員を変更する場合

- ・麻薬小売業者役員変更届
- ・新たに業務を行う役員となった者の診断書(発行日より1か月以内)

⑤薬局廃止時に覚醒剤原料(エプピーOD錠等)を所有している場合

- ・業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量等報告書
- ※廃止日に覚醒剤原料を所有している場合
 - 1) 他の薬局へ譲渡→【業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書】
 - 2) 廃棄する→【覚醒剤原料廃棄届書】+【廃棄しようとする覚醒剤原料】+帳簿
廃止後、30日を過ぎると所持することができませんので、注意してください。

連絡先: 大阪府健康医療部生活衛生室薬務課麻薬毒劇物グループ
大阪市中央区大手前2-1-22
電話: 06-6941-9078(ダイヤルイン)